



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 9 月 14 日 (月曜日) 第 138 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
- 民有林の保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (4件) …………… ( “ ) 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

- 町村の意見…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市  
町村の意見 (4件) …………… ( “ ) 3
- 砂利採取業務主任者試験の実施…………… (企業振興課) 4
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 4
- 落札者等の公告 (2件) …………… 5
- 教育委員会告示
- 宮崎県指定無形民俗文化財の指定…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 752号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4550380044	医療法人伸和会・ 介護老人保健施設 「東海園」	宮崎県延岡市川島 町1080-5	医療法人伸和会	宮崎県延岡市山月 町5-5679-1	令和 2 年 8 月 1 日	訪問リハビリテ ーション

### 宮崎県告示第 753号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4550380044	医療法人伸和会・ 介護老人保健施設 「東海園」	宮崎県延岡市川島 町1080-5	医療法人伸和会	宮崎県延岡市山月 町5-5679-1	令和 2 年 8 月 1 日	介護予防訪問リ ハビリテーション

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 754号

森林法 (昭和 26 年法律第 249号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 9 月 14 日

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字柿ノ木田丙 396-4、丙 418-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 755号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字増谷3157-1、3168、3169-1、3169-3、3228-1、3228-3、3229
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 756号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字久居原戊 505-1
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字久居原戊 505-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 757号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市浦城町1-1、1-5
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 758号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字火ノ口4327-2、4327-5、4331-2、4331-25、4357-60、字大川原4385-1、4393、4393-10、字牧野4491-41
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 759号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字佐渡脇

6288-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第760号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字外造平5203-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)  
第8条第1項の規定により、門川町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門川店

東臼杵郡門川町東栄町四丁目2-3

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和2年8月19日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年9月14日から令和2年10月14日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)  
第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸750番1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年6月3日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年9月14日から令和2年10月14日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)  
第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年6月4日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 9 月 14 日から令和 2 年 10 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス小松店  
宮崎市大塚町迫田 266 番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和 2 年 6 月 10 日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 9 月 14 日から令和 2 年 10 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングプラザピースタウン  
宮崎市下北方町平田 903 番地 3 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和 2 年 6 月 23 日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 9 月 14 日から令和 2 年 10 月 14 日まで

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第 1 項の規定により、

令和 2 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時  
令和 2 年 11 月 13 日（金曜日）午前 10 時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号  
宮崎県庁附属棟 301 号室
- 3 受験願書の受付期間  
令和 2 年 9 月 28 日（月曜日）から 10 月 16 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、郵送の場合は、令和 2 年 10 月 16 日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の提出先  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号  
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 5 受験願書の提出方法  
郵送又は持参
- 6 受験手数料  
8,100 円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 その他
  - ・ 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。  
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。  
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
  - ・ 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話09 85-26-7095）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県日南市大字宮浦字鳥越から宮崎県日南市大字宮浦字荷田ヶ迫までの一部
- 3 作業期間  
令和 2 年 9 月 7 日から令和 3 年 2 月 10 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
都農町
- 2 都市計画の種類及び名称  
都農都市計画火葬場  
都農火葬場
- 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県高鍋土木事務所

民俗文化財

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県水産試験場長 林 田 秀 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
漁業調査取締船「みやざき丸」上架整備（中間検査及び修繕）  
業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島 6 丁目 16 番 3 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 8 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
M H I 下関エンジニアリング株式会社 山口県下関市彦島江の  
浦町 6 丁目 16 番 1 号
- 5 落札金額  
48,620,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 7 月 13 日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
X線CTモデリングシステム 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東  
2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 9 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
サツマ薬品株式会社宮崎営業所 宮崎市大字本郷北方 2119-1
- 5 落札金額  
69,300,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 7 月 20 日

### 教育委員会告示

#### 宮崎県教育委員会告示第 5 号

宮崎県文化財保護条例（昭和 31 年宮崎県条例第 15 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定無形民俗文化財に指定する。

令和 2 年 9 月 14 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
県指定無形	新田神楽	新富町	新田神楽保存会

--	--